

騒音規制法に規定する特定建設作業(施行令別表第二)及び
 福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業
 (施行規則別表第8)一覽

番号	特定建設作業及び騒音指定建設作業
一	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
二	びょう打機を使用する作業
三	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)
四	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
五	コンクリートプラント(混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
六	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
七	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
八	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

(備考) 法及び県条例で定める建設作業の種類は同じだが、規制地域が異なる。

騒音規制法に規定する特定建設作業及び福島県生活環境の保全等に関する条例に
 規定する騒音指定建設作業に係る規制地域及び規制基準

(騒音規制法に基づく特定建設作業に係る地域指定:平成27年7月1日いわき市告示第111号)

区分	規制区域	騒音基準	作業禁止時間	※作業時間に関する基準	連続作業限度	作業休止日
騒音規制法	第1号区域 第1種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域の全域及び 市街化調整区域 並びに 工業地域のうち学校、保育所、病院、 診療所、図書館、特別養護老人 ホーム及び幼保連携型認定こども 園の敷地の周囲おおむね80m以内 の区域	85デシベル 以下	19時から 翌日7時 まで	1日10時間を 超えないこと	連続6日を越え ないこと	日曜日 その他の休日
	第2号区域 工業地域のうち、第1号区域を除いた区域		22時から 翌日6時 まで	1日14時間を 超えないこと		
県条例	上記区域を除いた区域のうち、学校、保育所、 病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム の敷地の周囲おおむね80m以内の区域		19時から 翌日7時 まで	1日10時間を 超えないこと		

(注1)騒音基準は、特定建設作業場所の敷地境界線における大きさである。

(注2)騒音基準を超える騒音を発生している特定建設作業に対し勧告又は命令を行うにあたり、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。

(注3)作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業及び災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などには適用しない。

振動規制法に規定する特定建設作業一覧(施行令別表第二)

番号	特定建設作業
一	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
二	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
三	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)
四	ブレーカー(手持式ものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。)

振動規制法に規定する特定建設作業に係る規制地域及び規制基準

(振動規制法に基づく特定建設作業に係る地域指定:平成27年7月1日いわき市告示第112号)

区分	規制区域	振動基準	作業禁止時間	※作業時間に関する基準	連続作業限度	作業休止日
振動規制法	第1号区域 第1種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域 並びに 工業地域のうち学校、保育所、病院、 診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域	75デシベル以下	19時から翌日7時まで	1日10時間を超えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日 その他の休日
	第2号区域 工業地域のうち、第1号区域を除いた区域		22時から翌日6時まで	1日14時間を超えないこと		

(注1)振動基準は、特定建設作業場所の敷地境界線における大きさである。

(注2)振動基準を超える振動を発生している特定建設作業に対し勧告又は命令を行うにあたり、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。

(注3)災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などには適用しない。